

包括外部監査指摘事項等措置状況報告

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	II-1	区分	意見
項目	年次報告書における点検・評価の基準の見直し			報告書 ページ	27
措置状況	取組中	所管部課	環境部環境総室環境政策課		
意見内容	<p>毎年甲府市専用ウェブサイトでも報告される「第二次甲府市環境基本計画年次報告」では環境基本計画の個別目標毎の取組方針の達成状況について点検・評価を4段階で評価している。</p> <p>すなわち「年度目標値を達成している」場合は評価「◎」、「年度目標値との差が年度目標値の50%以内である」場合は評価「○」、「年度目標値との差が年度目標値の50%を超えている」場合は評価「△」、また、「推進していない」場合は評価「×」としている。</p> <p>当該評価は環境基本計画策定時、環境審議会やパブリックコメントにて、意見を聞いた上点検・評価の基準を決定したとのことであるが、令和2年度の取組方針に対する評価が合計43件のうち「◎」評価が21件、「○」評価が15件と大半が「○」以上となっていること、75%未満達成は最低の評価とする他の市の事例もあることから、他の市町村の評価基準も参考にしつつ、次回の環境基本計画見直しの令和4年からはより厳しい評価基準の導入を検討することも考えられる。</p>				
措置内容	<p>評価基準については、本年度が「第三次甲府市環境基本計画」の策定にあたることから、これまでの評価基準や評価方法の見直しを行うため、他都市の評価基準について調査・研究を進め、新たな「第三次甲府市環境基本計画」に反映していく。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	II-2	区分	意見
項目	環境騒音調査測定結果の公開			報告書 ページ	34
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室環境保全課		
意見内容	<p>環境騒音調査については環境基準の定めはあるが、測定義務がないので測定結果を公開していない。環境基準はあるべき姿であり、甲府市は積極的に自主的に測定しているため、測定結果を甲府市専用ウェブサイト等にて一般に公開することが望ましい。</p>				
措置内容	<p>環境騒音調査については、毎年度、市内5地点の測定を実施し、その結果を「環境行政の概要」で公表してきたところであるが、令和4年3月より、本市ウェブサイト「騒音の測定結果」のページを新たに作り、令和元年度以降に実施した環境騒音調査の結果を掲載したところである。今後についても同様に掲載していく予定である。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	II-3	区分	意見
項目	公害苦情の処理制度の周知			報告書 ページ	35
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室環境保全課		
意見内容	<p>現状、公害苦情の処理制度の市民への周知方法は総務省「公害等調整委員会」の冊子となっている。</p> <p>甲府市専用ウェブサイトほかにより、公害苦情の問い合わせ先、連絡方法（電話、メール、文書、来庁ほか）、環境保全課として対応可能な苦情の例、公害苦情処理の流れ、また、山梨県の公害紛争処理制度の情報も開示することが望ましい。</p>				
措置内容	<p>公害苦情の処理制度については、全戸配付の冊子「ごみの分け方・出し方」に連絡先を掲載するとともに、総務省「公害等調整委員会」のリーフレットを用いて周知を図ってきたところである。令和4年3月に本市ウェブサイト「公害紛争処理」のページを開設し、公害苦情の問い合わせ先や連絡方法など、総務省及び山梨県の公害紛争処理制度についても説明をしている。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	II-4	区分	指摘
項目	浄化槽定期検査の未受検			報告書 ページ	36
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境対策室環境保全課		
指摘内容	<p>浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが求められるため、浄化槽法第11条は定期検査を実施することを定めている。定期検査は主に保守点検及び清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを判断するために行うものであり、浄化槽管理者は毎年1回受検することになっている。</p> <p>令和元年度における甲府市の11条検査受検率は、全体ベース（単独処理浄化槽含む）26.84%、合併処理浄化槽のみでは44.35%であり、令和2年度の11条検査受検率は全体ベース（単独処理浄化槽含む）27.04%、合併処理浄化槽のみでは45.18%であり、受検率は近年堅調に増加しているものの、依然として低い水準にある。</p> <p>環境省のウェブサイト（※）の「令和元年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」において令和元年度の全国平均及び都道府県毎の11条検査受検率が公表されているが、全国平均11条検査受検率は全体ベース（単独処理浄化槽含む）43.8%、合併処理浄化槽のみでは62.2%となっており、甲府市は全国平均を下回っている。</p> <p>このような状況の下、甲府市は受検率向上のため未受検者を対象に訪問による受検指導を令和2年度に1,943件（令和元年度2,007件）に対して行うほか、浄化槽の適切な維持管理に係るチラシ配布等で周知を行っている。</p> <p>甲府市は公共下水道の普及が低く浄化槽利用者が多いため受検率が低くなる傾向にあるものの、受検率向上の指導・周知を引き続き実施するとともに、他の市町村の受検率向上の取組方針も参考とし、また、長期間未受検で悪臭を放し苦情がある場合等の悪質な事例では浄化槽法第66条の2による罰則適用の必要性の検討も必要である。</p>				
措置内容	<p>受検率向上のため、引き続き未受検者を対象とした訪問による受検指導や浄化槽の適切な維持管理に係る周知をチラシ配布等で行っている。</p> <p>また、受検率向上に向けた取組みについては、受検率の高い全国の自治体の取組み状況を参考にして、現在、方策を検討中である。</p> <p>なお、長期間未受検で悪臭を放ち苦情がある場合等の悪質な事例については、管理者に対して厳しく指導を行っているところであるが、これに従わない場合は浄化槽法に基づく罰則も視野に入れて対応していく。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	II-5	区分	意見
項目	公害防止施設等設備資金の融資の促進			報告書 ページ	40
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室環境保全課		
意見内容	<p>予算の手当てについては、公害防止施設等設備資金の原資金として、融資額500万円の3分の1相当の額167万円を預託金として予算確保している。</p> <p>また、公害防止施設等設備資金融資制度について甲府市専用ウェブサイトにて公表するほか、甲府市広報に掲載することにより甲府市民に周知している。</p> <p>しかし、令和2年度及び令和元年度、実行が0件となっているため、引き続き当該制度を周知し、利用の促進に努力されたい。</p>				
措置内容	<p>公害防止施設等設備資金融資制度の実行件数が令和元年度及び令和2年度ともに0件であるのは、近年、環境規制法令を遵守した施設整備が行われていることに加え、施設整備に係る費用については金融機関の融資制度を活用している事業者が多数を占めているためではないかと推測される。</p> <p>しかし、環境規制を遵守していない事業者に対応するため、引き続き甲府市ホームページ等を用いて周知を行うとともに、公害苦情対応時など状況に応じて制度利用等を案内していく。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	II-6	区分	意見
項目	公設浄化槽の使用料の見直し			報告書 ページ	43
措置状況	現状維持	所管部課	環境部環境対策室環境保全課		
意見内容	<p>甲府市下水道使用料は、平成21年4月1日以降「甲府市上下水道事業経営計画2008」の事業内容、財政収支見通し等を総合的に勘案し、また、過年度に起債した高金利の企業債の繰上償還の条件として、使用料総額について、改定率15.35%の引き上げをした。</p> <p>その後、平成23年3月に甲府市浄化槽事業条例及び同施行規則が定められ、平成23年4月以降事業を開始しているが、その際、公設浄化槽の使用料は事業開始時に、上記引き上げ後の甲府市下水道使用料、また、浄化槽法に基づいた管理費（清掃費、保守点検費、法定検査費及び修繕費等）を勘案し決定され、以降は消費税等改定時に使用料を改定している。</p> <p>公設浄化槽の使用料は下水道使用料をベースとしているため現状消費税等の改定以外に使用料の見直しはしていないが、今後下水道使用料の料金改定が検討される際は、下水道使用料の見直しの幅及び浄化槽特別会計の今後の財政推計における基準外繰入金（現在、令和3年度以降毎年14,124千円を推計している。）の妥当性を考慮し公設浄化槽の使用料の見直しを検討することが必要と考える。</p>				
措置内容	公設浄化槽の使用料については、下水道使用料をベースとしていることから、今後下水道使用料の料金改定がなされる際には見直しを行う。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	III-1	区分	指摘
項目	補助金の消費税仕入控除税額の報告・返還条項の未整備			報告書 ページ	50
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
指摘内容	<p>「甲府市有価物回収事業補助金交付要綱」及び「新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う甲府市一般廃棄物収集運搬事業者等の個人防護具購入費補助金交付要綱」に消費税仕入控除税額報告・返還に関する条項がない。</p> <p>補助金の交付先である甲府市資源回収協同組合は、消費税課税事業者であり、補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、その全部又は一部が消費税申告の際に納付する消費税額から控除される。そのため、当該消費税額について同組合に対し、補助金と消費税減額分として二重に利益を与える結果となっている。</p> <p>この仕組みについて、前提を単純化した以下の計算例を元に解説する。</p> <p>【計算例】（前提）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付額 22,000 ・補助事業費 22,000（全額、課税仕入れと仮定すると消費税2,000） ・組合全体で預かった消費税 10,000 ・組合全体で支払った消費税 7,000（うち、補助事業費の消費税2,000） <p>◆消費税申告により税務署へ納付する金額（補助事業あり）</p> <p style="padding-left: 20px;">預かった消費税 10,000 - 支払った消費税 7,000 = 3,000</p> <p>◆消費税申告により税務署へ納付する金額（補助事業なし）</p> <p style="padding-left: 20px;">預かった消費税 10,000 - 支払った消費税 5,000 = 5,000</p> <p>⇒補助事業を行うことで補助事業を行わない場合と比較し、税務署へ納付する消費税額が2,000円少なくなる。</p> <p>⇒補助金の交付金額22,000には、消費税分も含まれているにも関わらず、別途、消費税の納付額が減額されることで、補助金交付先に対し二重に利益を与えている。</p> <p>これを避けるために、補助金交付要綱で、補助事業完了後、消費税の申告により補助事業に係る消費税について仕入税額控除が確定した場合、報告・返還する旨を定め、当該金額について返還を受けるべきである。</p> <p>【令和2年度返還額試算】</p> <p>（甲府市有価物回収事業補助金）</p> <p style="padding-left: 20px;">61,938,457円※1 × 10/110 = 5,630,768円</p> <p>（新型コロナウイルス感染症予防対策個人防具購入費補助金）</p> <p style="padding-left: 20px;">1,082,321円※2 × 10/110 = 98,392円</p> <p>※1）甲府市資源回収協同組合の決算書における有価物回収費の金額。補助金対象経費であり、消費税申告の際に、課税仕入れとして処理していることを、同組合の担当者より、ヒアリングにて確認。</p> <p>補助金交付金額63,178,457円との差額1,240,000円は間接経費分。</p> <p>※2）補助金交付額と一致。全額課税仕入れ対象。</p> <p>※3）甲府市資源回収協同組合は、「国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例の対象となる事業者（いわゆる特定収入を調整する事業者）」には該当しない。課税売上高5億円以下かつ課税売上割合が95%以上であることを決算書の閲覧及び担当者へのヒアリングにより確認し、全額、仕入税額控除を行っている前提により、試算している。</p>				
措置内容	令和3年度中に甲府市有価物回収事業補助金交付要綱の一部改正により、消費税仕入控除税額報告及び返還に関する条項を規定し、令和4年4月1日から施行した。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	Ⅲ-2	区分	指摘
項目	補助金の実績報告書の一部未提出			報告書 ページ	51
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
指摘内容	<p>「甲府市有価物回収事業補助金交付要綱」第6条第2項に定める「有価物回収事業の収支決算書」の提出を受けていなかった。</p> <p>「有価物回収事業の収支決算書」は、補助金交付先である甲府市資源回収協同組合における補助事業での収支を把握するための重要な書類であり、補助金交付要綱に従い、提出を受ける必要がある。</p>				
措置内容	甲府市資源回収協同組合の決算資料により収支を確認していたが、令和3年度分から要綱に定める「有価物回収事業の収支決算書」の提出を受けて収支を確認した。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	III-3	区分	意見
項目	行政財産目的外使用に伴う光熱水費の負担(担当課としては総務課)			報告書 ページ	51
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
意見内容	<p>甲府市資源回収協同組合を含む次の事業者（全6団体）に対し、甲府市が保有するなでしこ工房及び車庫棟の一部について、甲府市行政財産使用料条例第4条第4号に基づき、使用料を免除し、使用許可を与えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲府市資源回収協業組合 ・甲府市環境事業協同組合 ・甲府市廃棄物協業組合 ・甲府市廃棄物事業協同組合 ・全日本同和会山梨県連合会 ・甲府同和事業推進委員会 <p>使用に伴い発生する水道代、電気代、ガス代について、甲府市が負担し、使用者に対して請求していない。これらの実費相当額について、甲府市において負担する根拠はなく、公平性の観点から使用者に請求を行うべきである。</p> <p>また、他の地方公共団体では、公有財産規程等に「行政財産を目的外使用することに伴い発生する光熱水費等について、使用者の負担とする」旨を明記しているケースもあるが、甲府市においては、光熱水費の取扱いを定めていない。他の地方公共団体の例を参考に、光熱水費の取扱いについて、条例・規程等に明記することも検討されたい。</p> <p>※なお、担当課は総務課となるので、同課において検討されたい。</p>				
措置内容	<p>本市では公有財産規定の運用として行政財産を目的外使用することに伴い発生する光熱水費等について平成4年度に総務部より発出された「行政財産の使用許可の取り扱いについて」において水道光熱費の減免できる範囲の取り扱いを定めている。</p> <p>なでしこ工房の光熱水費については、団体ごとの年間負担額を面積按分等により試算しているところであるが、使用状況が団体により異なることから、市役所本庁における団体の光熱水費の取り扱いも参考にしながら、様々なケースを試算して検討していく。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	III-4	区分	指摘
項目	生ごみ処理機器補助金の交付金額誤り			報告書 ページ	58
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
指摘内容	<p>令和2年度の実績報告（ボカシ等容器23件、電気式生ごみ処理機器68件）のうち、1件につき、電気式生ごみ処理機器の補助金の交付金額に誤りがあった。</p> <p>購入金額64,450円、補助金額42,900円とすべきところ、補助金申請書において、購入金額65,000円、補助金額43,300円と記載されており、修正されることなく、400円多額に補助金が交付されていた。</p> <p>補助金申請書及び添付の提出書類の確認を徹底されたい。</p>				
措置内容	<p>補助金交付申請書に添付されていた領収書（65,000円）と売上明細（64,450円）の金額に相違があるため販売店に確認したところ、売上明細にはシステム上、販売店のみで使用できる共通金券分（550円）は除かれて表示されることを確認した。</p> <p>このことから、領収書の金額が購入金額であり交付金額に誤りはないが、補助金交付申請書及び添付書類の確認体制を強化した。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	III-5	区分	意見
項目	ごみ有料化の検討			報告書 ページ	60
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
意見内容	<p>甲府市では、ごみ処理手数料を徴収しない指定袋制度を採用している。</p> <p>しかし、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針において、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されている。</p> <p>甲府市においても、排出抑制、資源リサイクルの推進、排出量に応じた負担の公平化、市民の意識改革、財政負担の軽減という観点から、ごみ処理手数料を上乗せした指定ごみ袋（ごみ有料化）の導入を検討されたい。</p>				
措置内容	<p>3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、生ごみ処理器「キエーロ」の普及等のごみ減量施策を取組むとともに、甲府市廃棄物減量等推進審議会へ「家庭ごみの発生抑制と資源リサイクルの推進を図るための効果的な施策」について諮問を行い、家庭ごみの減量施策について検討を重ねている。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	III-6	区分	意見
項目	ごみ処理原価の算定方法の見直し(担当課としては総務課)			報告書 ページ	62
措置状況	取組中	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
意見内容	<p>ごみ処理原価の算定方法について、甲府市の独自方法を採用している。</p> <p>算定方法について、ごみ処理原価の適切な把握、他市町村との比較可能性を確保する観点等から、環境省が公表している一般廃棄物会計基準に基づく算定方法を採用することを検討すべきである。</p> <p>※なお、担当課は総務課となるので、同課において検討されたい。</p>				
措置内容	<p>ごみ処理原価につきましては、毎年10月以降に発行している環境行政の概要に掲載していることから、本年度に掲載する「令和3年度のごみ処理原価」の算定から対応する予定である。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	III-7	区分	意見
項目	ごみ排出量の集計方法の見直し			報告書 ページ	62
措置状況	現状維持	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
意見内容	<p>ごみ排出量の集計方法が複雑化している。</p> <p>平成30年度よりごみ処理業務が、甲府市環境センター附属焼却工場及び附属破碎工場から甲府・峡東クリーンセンターに移行されたが、移行前の分類に合わせ、ごみ排出量集計の際に複数の調整を行っている。</p> <p>例えば、現在、同センターから報告される可燃性粗大ごみについて、以前は不燃ごみであったが、現在はごみ処理能力向上により、可燃ごみとして処理されている。しかし、過年度の実績との比較可能性を考慮し、作成する様々な報告書類の中では、不燃ごみとして集計している。</p> <p>また、家庭からの持込ごみについては、同センターからの報告結果とは別に、一定の仮定を設けて、可燃ごみと不燃ごみに按分計算を行っている。</p> <p>調整や按分計算により、集計方法が複雑化しており、集計計算を誤るリスクが高くなっている。ごみ排出量について、同センターからの報告書に従い、実態に合わせて集計を行うことを検討されたい。</p> <p>過年度の実績との比較は、現在の排出量を調整するのではなく、過去の排出量を一定の仮定をおいて調整することで可能であると考えられる。</p>				
措置内容	<p>集計方法を変更した場合は、一般廃棄物処理基本計画や諸計画の基礎数値、回収量等に影響を及ぼすとともに、年度毎の実績数値に対する評価を比較することが困難になることから、これまでと同様の方法により集計を行う。</p> <p>なお、集計計算に遺漏がないよう、入力データや入力項目を示したマニュアルを整備した。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	III-8	区分	指摘
項目	ごみ排出量の集計誤り			報告書 ページ	63
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
指摘内容	<p>平成26年3月に公表している「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における平成24年度の総排出量（実績）82,330.2tには、笛吹市（御坂、一宮、八代、境川、芦川の5町の可燃ごみ）、甲州市（塩山地区生活系の可燃ごみ）、石和町（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、事業系ごみ）の排出量が誤って含まれていた。</p> <p>平成24年度の実績は、目標総排出量の算定基礎にもなっているため、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」で設定した令和2年度の目標総排出量が高く算定されている。計画を策定する際の目標値や元となる数値について、ダブルチェックを行うなど、慎重に確認すべきである。</p>				
措置内容	<p>令和3年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画の排出量等の数値は正確に記載されている。</p> <p>今後も、計画の目標値や数値の正確を期するため、排出量のダブルチェック等、確認体制の強化を図っていく。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	III-9	区分	指摘
項目	指定管理者における物品・備品の管理の不備			報告書 ページ	67
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
指摘内容	<p>甲府市リサイクルプラザの物品・備品について、「備品台帳」と現物を確認したところ、保管場所の変更、新規購入、廃棄等の情報の更新がなされていなかった。</p> <p>また、指定管理者が持ち込んだ備品と、甲府市所有の備品が混在して設置されているが、シール等が貼付されず、どちらの所有とすべきものであるか客観的に判別できない状況となっている。</p> <p>さらに、毎年度、物品・備品の棚卸も行われていない。</p> <p>指定管理者に対し、物品・備品の管理状況の改善指示を行うべきである。</p>				
措置内容	<p>甲府市リサイクルプラザの指定管理者に対して、毎年度、物品や備品の棚卸を行うとともに、物品や備品の管理状況について備品台帳を整備して把握するように改善指示を行った。なお、備品台帳は令和3年度中に整備した。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	Ⅲ-10	区分	意見
項目	指定管理者に対する月例モニタリング項目の検討			報告書 ページ	69
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
意見内容	<p>甲府市リサイクルプラザの指定管理者に対し行う月例モニタリングは、「指定管理者モニタリング実施マニュアル」に定める「指定管理者モニタリングシート」を使用している。「指定管理者モニタリングシート」は、計41項目の確認事項があるが、月例モニタリング時に確認していない項目も存在する。確認していない項目についても、モニタリングシートの適否欄には「○」が記載されており、毎月、確認しているかのような記載となっている。</p> <p>モニタリング項目について項目自体の必要性、効果的かつ効率的な確認頻度を検討し、甲府市リサイクルプラザの規模や実態にあった実行性のあるモニタリングシートを用いて、月例モニタリングを実施することを検討されたい。</p>				
措置内容	モニタリング項目について項目自体の必要性、効果的かつ効率的な確認頻度を検討し、甲府市リサイクルプラザの規模や実態にあった実行性のあるモニタリングシートを作成し、月例モニタリングを実施していく。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	Ⅲ-11	区分	意見
項目	甲府市リサイクルプラザの設置目的の検討			報告書 ページ	70
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
意見内容	<p>熱源が隣接するごみ処理施設の余熱からガスに切り替わったことや、ごみ処理施設自体が移転したことから、「環境総合教育施設」としての意義が薄れてきていると考えられる。</p> <p>環境総合教育施設という設置目的を掲げた状態では、指定管理者の自主事業が環境教育に関するものだけに限定される。環境教育に限定せず、広く市民のニーズに合わせ施設を活用するため、設置目的を見直すことを検討されたい。</p>				
措置内容	地域住民の要望及び施設利用者のニーズ等を考慮する中で、施設の効果的な活用方法や甲府市リサイクルプラザの位置付けについて、関係部署等と協議していく。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-1	区分	指摘
項目	業務委託選定時の財政的基礎の検討			報告書 ページ	76
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
指摘内容	可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬業務を委託する際に、安定的な業務の履行を重視し随意契約により選定しているが、業務の確実な履行の前提となる適切な財政基盤について検討していなかった。委託契約の都度、決算書・納税証明書を徴求し、財政的基礎の適合性を検討すべきである。				
措置内容	委託19社に対し、経理的基礎の適合性を証する財政基礎資料（貸借対照表、損益計算書等並びに市税納付書）の提出を求め、財務状況等の確認を行った。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-2	区分	意見
項目	委託先の所在地の確認			報告書 ページ	77
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	市内業者の育成の観点や災害時の迅速な収集対応を考慮し、委託業者との契約時には「市内に本社もしくは営業所を有していること」を確認する必要がある。				
措置内容	委託各社に納税証明書の提出を求めるとともに、市外に本社のある委託4社については、市内支所・営業所の所在確認書類も提出を求め、市内支所・営業所があることを確認した。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-3	区分	意見
項目	ごみ収集運搬コストの低減努力			報告書 ページ	79
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	限りある予算の中でごみの収集運搬コストの低減努力が不可欠である。条件付きの一般競争入札の導入や、ごみ処理原価について人口規模や産業構造が類似している市町村と比較し、コスト面で優れた市町村の取組事例を導入することを検討されたい。				
措置内容	国からの通知により本市の収集運搬業務委託については、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性から業務の確実な履行が重視されることから、随意契約により委託業者を選定しているが、コスト低減については、類似都市の事例を調査・研究する。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-4	区分	意見
項目	委託設計価格における間接経費の妥当性の検証			報告書 ページ	80
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	より精緻な予定価格となるように、委託先の決算書を分析し、予定価格における間接経費の水準が妥当であるかを検討すべきである。				
措置内容	委託先の財務諸表等を入手し、各委託業者の間接経費の内容を確認する。また、先進類似都市の事例を調査・研究する。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-5	区分	意見
項目	業務実施報告及び設計価格の確認			報告書 ページ	80
措置状況	取組中	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	委託先からの業務実施報告の内容が契約内容と整合しているかを確認し、報告書の記載方法が不十分であれば改善させるべきである。また、委託先の稼働状況が契約内容と整合していない場合は、契約内容及び予定価格設計内容を実態に合うように変更すべきである。				
措置内容	委託業者より業務の開始時間、終了時間、走行距離、収集量などの報告書を提出させ、検証を行っているが、報告書の記載方法に対し不十分な点があれば改善を図るよう求める。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-6	区分	意見
項目	委託先での外注支出の妥当性確認			報告書 ページ	81
措置状況	取組中	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	委託者として委託先の経営実態を詳細に把握し、委託先で委託業務に不必要な支出がないかを十分に検証する必要がある。その上で、委託先の実態に見合った委託料で契約すべきである。				
措置内容	設計基準においては、車両任意保険料等の見直しを順次行っていく。 今後も委託先業者の財務諸表を基に各支出項目についてヒアリングを実施し、その内容を把握する。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-7	区分	指摘
項目	委託設計単価の計算誤り			報告書 ページ	82
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
指摘内容	委託料単価の計算基礎である平均排出量の集計を誤っていたため、設計単価が過大に算定されていた。新年度は正しい設計単価に基づき契約すべきである。また、設計単価の算定におけるチェック体制を強化すべきである。				
措置内容	委託料単価の計算基礎である平均排出量の再集計を行い、令和4年度に新たな設計単価に基づく契約を行った。また、設計単価の算定についてはチェック体制を強化した。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-8	区分	意見
項目	委託料単価の再設計			報告書 ページ	83
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	現在の委託料が実態に即しているかを十分に検討すべきであり、例えば燃えるごみ・燃えないごみの収集運搬委託料と同様に人件費・車両費等を積み上げる方法も考えられる。委託料の設計に際しては、ルート間での公平性も考慮し、排出量当たりの委託料単価、居住人口当たりの委託料単価、走行距離当たりの委託料単価等の指標も検討対象にするのが望ましい。				
措置内容	委託料単価の計算基礎である各委託ルートの排出量、居住人口等の調査を行い、現状の設計単価の検証を行う。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-9	区分	指摘
項目	一般廃棄物収集運搬業許可に係る経理的基礎の検討			報告書 ページ	86
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
指摘内容	<p>一般廃棄物収集運搬業の許可要件として「継続して行うに足る経理的基礎を有する必要がある」が、事業者の財務内容や納税状況は検討していなかった。許可更新の都度、決算書・納税証明書を徴求し、経理的基礎の適合性を検討すべきである。</p>				
措置内容	<p>令和3年度末に更新した一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬業の許可更新時にも財政基礎資料を提出させた。</p> <p>また、次期許可更新時に、許可更新申請書の添付書類として経理的基礎の適合性を証する財政基礎資料（貸借対照表、損益計算書等）の提出を求め、経理的基礎を有するかの確認を行う。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-10	区分	指摘
項目	消費税仕入税額控除に係る報告・返還手続の未整備			報告書 ページ	88
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
指摘内容	<p>補助金交付要綱で、補助事業完了後、消費税の申告により補助事業に係る消費税について仕入税額控除が確定した場合、報告・返還する旨を定めるべきである。</p>				
措置内容	<p>令和3年度中に消費税仕入控除税額報告及び返還に関する条項を規定し、令和4年4月1日から施行した。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	V-1	区分	意見
項目	甲府・峡東クリーンセンターの甲府市に係る財務状況及び運営状況の公表の必要性			報告書 ページ	95
措置状況	現状維持	所管部課	環境部環境総室総務課		
意見内容	<p>甲府市の負担金は令和2年度に大幅に増加している。負担金の大幅な増加には、予算通りの増加である公債費が増加したことに伴うものと予期せぬ増加である新型コロナウイルス感染症の影響から総搬入量が減少して手数料（収入）が減少したことに伴うものがある。</p> <p>甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合では条例に基づき財政状況を半期毎に公表しているが、甲府市の負担金は673,337千円と多額であり、全体の7割近くを占めていること及び令和2年度は前年度より268,223千円と大幅に増加していることから、甲府市の負担金の詳細な分析を実施して分析結果を公表することが必要である。</p> <p>分析過程において改善要望があれば甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合に是正策の作成を求めることも必要となろう。</p>				
措置内容	<p>令和2年度からの負担金増加は公債費が増加したことに伴うものであり、その要因は元金の償還が新たに開始されたことによるものである。</p> <p>また、公表についても、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合では条例に基づき財政状況を半期毎に公表されており、負担金を取り決めている組合規約も公表されていることから、独自に負担金の増減理由を再分析し公表する必要性はないと考えている。</p> <p>なお、組合の事業については、議会において経営状況の報告もなされ議決されているが、多額の負担金を支出していることから、直接又は4市担当者課長会議において、負担額が過剰とならないよう注視していく。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	V-2	区分	意見
項目	旧衛生センターの施設撤去又は利活用の方針決定の必要性			報告書 ページ	98
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境総室総務課		
意見内容	旧衛生センターは業務廃止して現在液移送減容化処理及び貯留槽清掃業務を行っている。これらの業務が完了後の施設撤去又は利活用の方針が決定されていない。早急に決定すべきである。大里第一団地地域し尿処理施設のような未利用不動産にしないことを望む。				
措置内容	旧衛生センターの撤去については、多額の費用が必要なことから、現在の施設を活かした活用方法についても検討している。				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	V-3	区分	指摘
項目	一般廃棄物最終処分場水質検査（保有水）検査結果を公表する必要性			報告書 ページ	101
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境総室総務課		
指摘内容	<p>「甲府市一般廃棄物処理基本計画」では、「検査結果が地元と締結した公害防止協定の基準値以下になると処分場が廃止されます。」としている。しかし、ホームページに公表されている水質検査結果（放流水）の数値をもって最終処分場の廃止を判断することはできない。なぜなら、最終処分場の廃止により放流水の処理を行わなくなることから、水質検査（放流水）検査結果の数値ではなく、水質検査（保有水）検査結果の数値を協定値以下とすることが求められるためである。</p> <p>したがって、水質検査（保有水）検査結果は排水基準の協定値以下になっていないという事実を公表する必要がある。</p> <p>最終処分場を廃止するためには、地元と締結した協定値を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく基準値の範囲内に緩和することも必要と思われる。最終処分場の廃止に向けて、環境影響の検証を行い、近隣住民と協定値を緩和する合意のための話し合いをすることになる。</p>				
措置内容	<p>一般廃棄物処理基本計画に記載している「検査結果」は、保有水（処理前の水）の調査結果を示しているものであるが、市ホームページでは公表が義務付けられている放流水の結果を掲載していることから、施設が廃止できる数値を満たしていると誤解を招く表現である。</p> <p>こうしたことから、市ホームページにおいては、市民の皆様に誤解を与えないよう、注釈を用いて放流水の数値を掲載した。</p> <p>なお、保有水の調査結果については、公表の義務はないことから、今後検討していく。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	V-4	区分	意見
項目	立会検査後の指導の充実			報告書 ページ	104
措置状況	取組中	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	<p>立会検査時に継続して確認が必要とした事業所には定期的に視察を行っている。しかし、不法投棄は件数が多く、申出があれば立会検査に行くとしている。その上、立会検査後は廃棄を行うべき行為者が不明なことも多いことから追加対応をあまり行っていない。県外他市ではパトロールの実施や監視カメラの設置及び不用品回収業者等の無許可業者への指導など不法投棄等防止対策の強化をしている例もあり、不法投棄を防止するための対策を強化することが望まれる。</p>				
措置内容	<p>令和元年度から関東甲信越・福島・静岡地区の都県及び政令市で構成する「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称：産廃スクラム）の活動へ参加しており、全体会議の中で各自治体が産業廃棄物の不適正処理等の具体的な解決事例の報告が行われている。引き続き他の自治体から共有される不法投棄対策などの情報を有効に活用し、効果的な不法投棄防止策を講ずる。</p>				
措置通知日	令和4年9月22日				